

家畜の評価方法例

評価人による家畜の評価に当たっては、次の方法により標準価格を設定した上で、当該家畜の品種、血統、能力（泌乳量、連産性等）、受胎状況等を考慮し、加算又は減算するものとする。

ただし、以下の評価方法例は、標準的な能力を有する家畜に対するものであり、特殊な能力や付加価値を有する競走馬や種畜等の家畜を対象としたものではないことに留意すること。

- 一 当該家畜の所有者が通常利用すると考えられる家畜市場や食肉市場などにおいて、当該家畜と同等の品種、用途、性別、年齢等の区分に応じた取引価格が把握できる場合には、それらの取引価格を標準価格とする。

（例）搾乳牛：当該牛と同等の状態（例えばホルスタイン種、雌、5歳）の家畜市場における取引価格が把握できる。

肥育牛：食肉市場における枝肉価格から当該牛の体重と歩留率を考慮することにより当該牛と同等の牛の取引価格が把握できる。

- 二 当該家畜の所有者が通常利用すると考えられる家畜市場や食肉市場などにおいて、当該家畜と同等の品種、用途、性別、年齢等の区分に応じた取引価格の把握が困難な場合には、搾乳牛、繁殖雌牛、繁殖雌豚、採卵鶏等（以下「繁殖牛等」という。）にあつては1の方法により、育成牛、肥育牛、肥育豚、肉用鶏等（以下「育成牛等」という。）にあつては2の方法により、算出された額を標準価格とする。

1 繁殖牛等

繁殖牛等の標準価格＝ $A - (A - B) \times C / D$

A：成熟時（初産時）の価格（もと畜費、飼料費等の生産に要する費用から算出）

なお、もと畜費、飼料費等の生産に要する費用については、原則、当該牛のデータを用いることとするが、これらが存在しない場合は統計数値等を活用するものとする。

B：Dに掲げる供用期間を経過し、廃用として出荷する際の販売見込み価格（廃用価格）

C：評価時点における当該家畜の供用期間

D：当該家畜が所在する農場における標準的な供用期間

上記供用期間の把握が困難な場合は、都道府県における標準的な供用期間等を用いるものとする。

ただし、 $C/D > 1$ の場合にあっては、 $C/D = 1$ とする。

2 育成牛等

標準価格は、もと畜費への加算又は出荷価格からの減算により算定する。

育成牛等の標準価格 $= A + E \times C$

育成牛等の標準価格 $= B - E \times (D - C)$

A：もと畜費又は産み落とし価格

B：当該家畜が所在する農場における標準的な出荷価格

C：評価時点における当該家畜の当該農場における育成期間

D：当該家畜が所在する農場における出荷までに要する標準的な育成期間

E：1日当たりの飼料費等の生産に要する費用

三 法第六十条の二第一項の規定による補償金と併せて交付する令第十一条第四項の「当該命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用に相当する額」の算定に用いる家畜種ごとに算定した1日当たりの飼料費その他の当該家畜の飼養に要した費用とは、当該家畜の1日当たりの飼料費、敷料費、光熱水費、その他諸材料費及びこれに類する費用として統計資料等に基づき得られた額を合算した額とする。

四 一から三までの算定に用いる各費用に係る消費税の取扱いについては、以下のとおりとする。

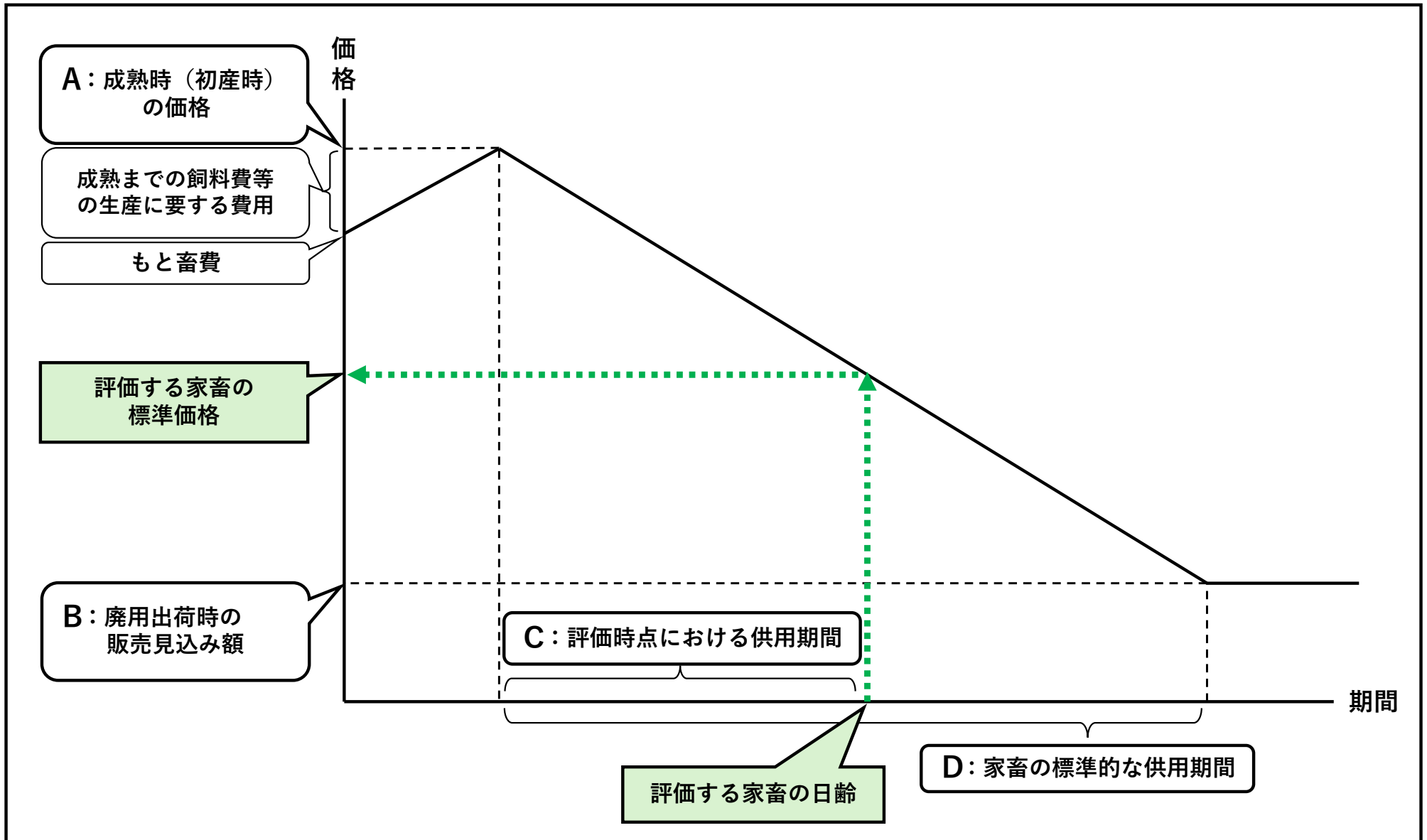
もと畜や飼料等の生産に要する資材の購入費：消費税額を含めることを可能とする。

出荷価格や廃用時の販売見込み価格：消費税額を含めない。

五 二及び三の算定に用いる飼料費について、当該家畜が所在する農場における飼料の購入価格等実態の数値を用いる場合において、当該家畜の所有者が配合飼料価格安定制度に係る生産者積立を行っている場合は、飼料費等の生産に要する費用に当該積立金を含めて算定を行うとともに、算定期間において通常及び異常補填が実施されている場合は、当該補填額を生産に要する費用から除くこと。

なお、畜産物生産費統計の飼料費を用いる場合は、当該費目には積立金が含まれていないことに留意する必要がある。

(参考) 家畜の評価方法の概念図(繁殖牛等)



(参考) 家畜の評価方法の概念図(育成牛等)

